資料２－１

小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約

（名称）

第１条　この協議会は、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条の９の規定に基づき組織することとし、「小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、小瀬川流域で堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、国、広島県、山口県、大竹市、岩国市、和木町等が減災のための目標を共有し、連携・協力して、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（協議会の実施事項）

第４条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一　洪水の浸水想定等の水害リスク情報並びに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等の共有。

二　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針の作成・共有。

三　地域の取組方針に基づく対策の実施状況の確認。

四　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施。

（幹事会の構成）

第５条　協議会には、幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３　幹事会は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会の実施事項）

第６条　幹事会は、次に掲げる事項を実施する。

２　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

（ダム洪水調節機能部会）
第７条　小瀬川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム洪水調節機能部会を置く。
２　ダム洪水調節機能部会は、設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

（会議の公開）
第８条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
２　幹事会は、原則非公開とする。

（協議会資料等の公表）
第９条　協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）
第 10 条　協議会の庶務を行うため、太田川河川事務所流域治水課に事務局を置く。
２　事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し事務局会議を開催することができる。

（雑則）
第 11 条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）本規約は、平成２８年５月２５日から施行する。

一部改定　平成２８年９月２９日
一部改定　平成３０年３月３０日
一部改定　令和　元年６月１４日
一部改定　令和　２年３月２５日
一部改定　令和　３年６月１０日
一部改定　令和　３年１１月３０日
一部改定　令和　５年６月１日

別表１

大竹市長
岩国市長
和木町長
広島県　土木建築局長
山口県　総務部　理事（危機管理担当）
山口県　土木建築部長
気象庁　広島地方気象台長
気象庁　下関地方気象台長
国土交通省　中国地方整備局　太田川河川事務所長
国土交通省　中国地方整備局　広島国道事務所長
国土交通省　中国地方整備局　山口河川国道事務所長
国土交通省　中国地方整備局　弥栄ダム管理所長
国土交通省　国土地理院　中国地方測量部長

別表２

大竹市　危機管理課長
岩国市　危機管理課長
和木町　企画総務課長
広島県　土木建築局　道路河川管理課長
山口県　総務部　防災危機管理課長
山口県　土木建築部　河川課長
気象庁　広島地方気象台　防災管理官
気象庁　下関地方気象台　防災管理官
国土交通省　中国地方整備局　太田川河川事務所副所長
国土交通省　中国地方整備局　広島国道事務所副所長
国土交通省　中国地方整備局　山口河川国道事務所副所長
国土交通省　中国地方整備局　弥栄ダム管理所長
国土交通省　国土地理院　中国地方測量部　次長

小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

ダム洪水調節機能部会 設置要綱

（目的）

第１条　「ダム洪水調節機能部会」（以下「ダム部会」という。）は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 51 条の 2 に基づくダム洪水調節機能協議会として設置するものであり、ダム部会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

（ダム部会の実施事項）

第２条　ダム部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。

二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。

三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。

四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。

五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。

六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

（ダム部会の対象ダム）

第３条　ダム部会は、小瀬川水系における、弥栄ダム、小瀬川ダム、渡ノ瀬ダムを対象とする。

（ダム部会の構成）

第４条　ダム部会は、別表３の職にある者をもって構成する。

２ ダム部会は、必要に応じて別表３の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（ダム部会資料等の公表）

第５条　ダム部会は、原則非公開とし、ダム部会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、ダム部会の了解を得て公表しないものとする。

２ ダム部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

３　ダム部会の結果を協議会に報告するものとする。

（事務局）

第６条　ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

２ 事務局は、中国地方整備局 太田川河川事務所が務める。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

（附則）

第８条　この規約は、令和３年１１月３０日から施行する。

令和４年１２月１９日一部改正

令和６年５月１３日一部改正

別表３

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所長
広島県　土木建築局長
山口県　土木建築部長
国土交通省 中国地方整備局 弥栄ダム管理所長
中国電力株式会社 西部水力センター所長
広島県水道広域連合企業団企業長
山口県企業局長
山口県総合企画部長
大竹市長
柳井地域広域水道企業団企業長
気象庁 広島地方気象台長
気象庁 下関地方気象台長